

平成25年度

倉吉商工会議所
鳥取県経営改善設備投資支援補助金
公募要領

～ 公募期間 ～

平成26年2月27日～平成26年3月12日

平成26年2月

倉吉商工会議所

(電話：0858-22-2191)

〔目 次〕

1	制度の目的	1
2	補助対象者・対象事業・対象経費・補助率・補助金額・補助期間	1
3	予算額	1
4	応募等の手続き	2
5	補助事業スキーム	3
6	注意事項	3
	【参考】鳥取県経営改善設備投資支援補助金にかかるQ&A	4
	【様式】平成25年度鳥取県経営改善設備投資支援補助金事業提案書	6
	補助事業（変更）実施計画書	7
	補助事業収支予算書	8
	県外発注理由書	9

倉吉商工会議所鳥取県経営改善設備投資支援補助金 公募要領

平成25年度「倉吉商工会議所鳥取県経営改善設備投資支援補助金」について公募を行いますので、交付を希望される方は下記に基づき応募されるようご案内いたします。

1 制度の目的

本補助金は、国の経済成長戦略による景気回復への期待が高まる一方、消費税率引き上げによる需要減少が懸念される状況を踏まえ、「鳥取県版経営革新計画」の認定を受け新たな取組にチャレンジする中小・小規模事業者を対象として、さらなるステップアップに向けた経営改善や成長分野への新事業展開に必要な設備導入を支援することにより、県内の中小・小規模事業者の競争力強化や雇用の維持拡大を図ることを目的とする。

2 補助対象者・対象事業・対象経費・補助率・補助金額・補助期間

1 補助 対象者	以下の全てを満たす事業者 (1) 鳥取県版経営革新計画の認定事業者であること。 (2) 実施済または実施中の鳥取県版経営革新計画について、数値目標（基準）を達成または達成が見込まれること。 (3) 雇用の維持または増加を前提とした事業計画を有すること。
2 補助対象 事業	以下のいずれかの事業 (1) 設備投資を伴う経営改善・向上の取組（生産性やサービスレベル向上） (2) 鳥取県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野にかかる新事業展開
3 補助対象 経費	設備導入費 「2 補助対象事業」の（1）または（2）に必要な設備（建物・機械装置、工具器具、備品、システム）の導入費（購入、改修、リース費用等）。なお、建物は改修費用に限る。
4 補助率	対象経費の3分の2以内
5 補助金額	【一般型】3,000千円以内（事業規模下限500千円） 【成長戦略型】10,000千円以内（事業規模下限4,500千円） ※成長戦略型は、「2 補助対象事業」の（2）のうち、先進的な技術開発を伴う設備投資や一定の経済波及効果が認められるもの等を対象とする。
6 補助期間	最長12カ月

3 予算額

6,000千円（※平成25年度倉吉商工会議所交付決定枠）

4 応募等の手続き

(1) 事業提案書の提出

本補助金の交付を希望される方は、以下のとおり書類を提出してください。

【提出書類】

- ア 鳥取県経営改善設備投資支援補助金提案書（6ページ）
- イ 補助事業実施計画書（7ページ）
- ウ 収支予算書（8ページ） ※必要に応じて9ページの「県外発注理由書」も添付。
- エ 鳥取県版経営革新計画にかかる数値目標の達成状況が確認できる資料
（認定済の鳥取県版経営革新計画の様式第2号「(7) 経営計画」の各欄に、計画と実績を上下2段書きにしたもの）
- オ 直近1期の決算書
- カ 投資設備の内容や経営改善等の取組内容がわかる資料（必要に応じて添付）

【提出先（お問合せ先）】

倉吉商工会議所

住 所：〒682-0887 倉吉市明治町 1037-11

電 話：0858-22-2191 F A X：0858-22-2193

（※自社が鳥取県版経営革新計画の認定支援を受けた商工団体にご提出ください。）

【応募受付期間】

平成26年2月27日～平成26年3月12日

(2) 審査の実施

事業提案書を受付後、倉吉商工会議所において審査会を開催し、採択の可否を決定し、通知します。

※審査の結果、採択されないこともありますので、ご了承ください。

【審査のポイント】

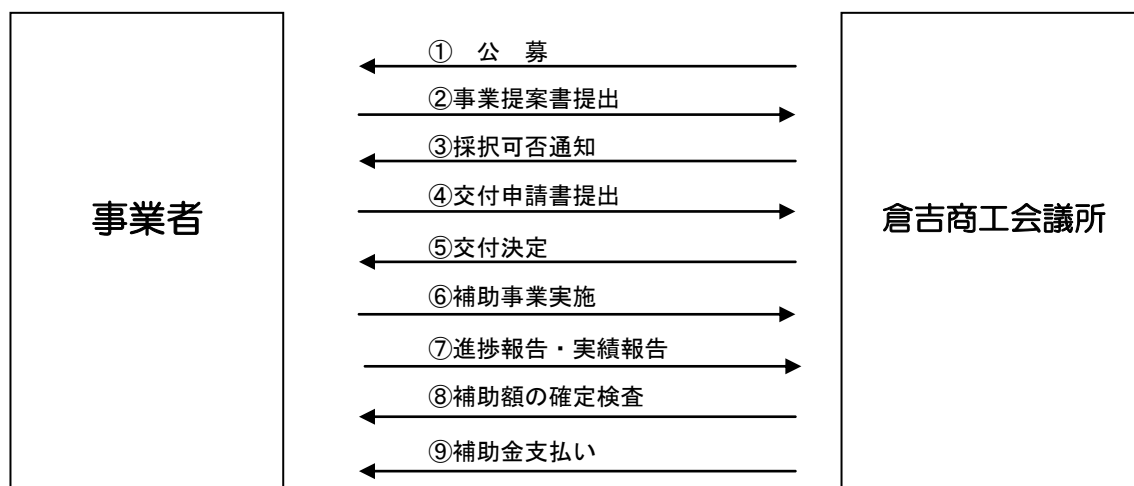
- ア 鳥取県版経営革新計画の取組状況及び目標達成状況
- イ ステップアップの取組としての妥当性
- ウ 設備投資の必要性及び財務状況からの妥当性
- エ 目標設定の妥当性及び実現可能性
- オ 雇用維持拡大の実現可能性
- カ 〔成長戦略型のみ〕先進的な技術開発を伴う設備投資や一定の経済波及効果が認められるか

(3) 交付申請書の提出

提案事業が採択された方は、交付申請書を提出してください。（詳細については、提案が採択された方に別途ご案内します。）

受け付けた交付申請について、予算の範囲内で本補助金の交付決定を行います。

5 補助事業スキーム



6 注意事項

(1) 応募について

応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

(2) 補助対象経費について

- 補助金の交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象となりません。また、補助対象期間を過ぎて支出した費用は、原則として補助対象外となります。
- 消費税、振込・代引手数料は補助対象経費になりません。(値引に当たる振込手数料相当額も同様)
- 単なる購入ではなく、委託に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、事前に倉吉商工会議所の承認を得る必要があります。

(3) 補助事業実施中・実施後

- 交付決定を受けた内容に変更がある場合は、変更承認申請が必要な場合がありますので、事前に担当者へご相談ください。
- 補助金は原則として精算払いとなります。
- 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類(見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等)を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

【参考】鳥取県経営改善設備投資支援補助金にかかるQ & A

1. 補助対象者について

■「実施済または実施中の鳥取県版経営革新計画について、数値目標（基準）を達成または達成が見込まれること。」とあるが、数値目標（基準）の達成とは何か。また、達成が見込まれるとは。

⇒「数値目標（基準）の達成」とは、県版経営革新計画終了時点の売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが、同計画の申請時点の直近期末と比較して増加していること。

また、「達成が見込まれる」かどうかは、今回の補助金の提案時点の状況・材料に基づいて審査会で審査する。ただし、同計画の認定時点から計画終了時点までの期間の概ね半分程度を経過していることが必要。

■「雇用の維持または増加を前提とした事業計画を有すること。」とあるが、補助事業終了時点または終了後に雇用が減少した場合は、補助金が支払われないなどのペナルティはあるか。

⇒ペナルティはない。

2 補助対象事業について

■鳥取県版経営革新計画からのステップアップとしての取組みであることが前提のようだが、県版経営革新計画と全く違った内容の取組は、対象外になるのか。

⇒実施した県版経営革新計画の取組そのものと関連があることが望ましいが、同計画実施後の経営課題や状況を踏まえた、企業としてのステップアップに繋がる取組であれば、同計画に記載のない取組でも対象になり得る。

■「鳥取県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野」の事業とは？

⇒以下のいずれかのテーマに該当し、今後市場が伸びると予想されている分野にかかる取組

健康・福祉サービス関連産業、環境・エネルギー（エコカー・太陽光・リサイクル）、次世代デバイス（電気・電子関連産業）、バイオ・食品産業、まちなかビジネス、コミュニティビジネス、観光ビジネス、農林水産関連ビジネス、次世代サービス（BPO・データセンター・コンテンツ）

3 補助対象経費「設備導入費」について

■建物の取得費用も補助対象となるか。

⇒ならない。建物は改修費用に限る。

■機械等のリースの場合は、補助期間（最長12ヶ月）のみが対象か。

⇒そのとおり。

■車両は補助対象となるか。

⇒汎用性のある一般車両は対象外とするが、今回の事業以外の目的に使用しないことが確認できる特殊車両及び改造車両については対象とする。なお、判断に迷う場合は、ご相談ください。

■汎用性の高い備品（パソコン等）は補助対象となるか。

⇒パソコンのように汎用性があり、目的外使用になり得る備品は対象外。

■中古品の購入は補助対象となるか。

⇒なる。

4 補助金額について

■補助対象事業が「鳥取県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野にかかる新事業展開」であれば、「成長戦略型」として補助額上限 10,000 千円以内の応募（提案）ができるのか。

⇒当該新事業展開のうち、先進的な技術開発を伴う設備投資や一定の経済波及効果が認められる事業である場合に限り、「一般型」ではなく「成長戦略型」の提案が可能。

【対象となる取組のイメージ】

1. 国内外または地域で注目されるような先進的な自社開発技術を使った取組。
2. 地域産業の維持・発展に繋がったり、恩恵を受けられる管内・県内企業が多いなど、高い経済波及効果が期待できる取組。

5 その他

■県版経営革新計画の認定申請と同時に、今回の補助金に応募することはできるか。

⇒できない。同計画を実施し、数値目標（基準）が達成した企業、または達成が見込まれる企業を対象とした制度であるため。

■ある設備について、国の「ものづくり・商業・サービス補助金」等で補助を受ける場合、今回の補助金でも重複して補助を受けることはできるか。

⇒できない。国・県等の他の補助制度で導入の補助を受ける設備は、補助対象外とする。

平成26年 月 日

倉吉商工会議所
会頭 倉都 祥行 様

提 案 者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

印

平成25年度鳥取県経営改善設備投資支援補助金事業提案書

鳥取県経営改善設備投資支援補助金事業について、下記のとおり提案します。

記

事業計画名	
提案区分	一般型 ・ 成長戦略型
補助対象経費の合計額（予定）	
交付申請額（予定）	
添付書類	1 補助事業実施計画書 2 収支予算書 3 鳥取県版経営革新計画にかかる数値目標の達成状況が確認できる資料（※） 4 直近1期の決算書 5 投資設備の内容や経営改善等の取組内容がわかる資料（必要に応じて添付）

（※）認定済の鳥取県版経営革新計画の様式第2号「（7）経営計画」の各欄に、計画と実績を上下2段書きにしたものをいう。

補助事業収支予算書

1. 収入の部

(単位：円)

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

(単位：円)

経費区分	経費内訳・明細	発注先/ 所在地	補助事業に 要した経費	補助対象 経費	負担区分	
					補助金負担	自己負担
設備 導入費						
合計			()	()	()	()

- (注) 1 補助対象経費について、県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- 2 委託に係る経費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情により事前に倉吉商工会議所が認めた場合を除き県内事業者が実施したものに限る。
- 3 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。

県外発注理由書

経費区分	経費の内容	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注で無ければなら ない理由
設備 導入費					